

内閣府における政策評価について

平成30年8月 内閣府大臣官房政策評価広報課

目次

1. 政策評価制度の概要
2. 内閣府における政策評価
 - (1)内閣府の任務及び政策評価の対象
 - (2)政策評価に関連する計画
 - (3)内閣府本府政策評価有識者懇談会
 - (4)内閣府における政策評価の方式 ①事後評価
 - (5)内閣府における政策評価の方式 ②事前評価

1. 政策評価制度の概要

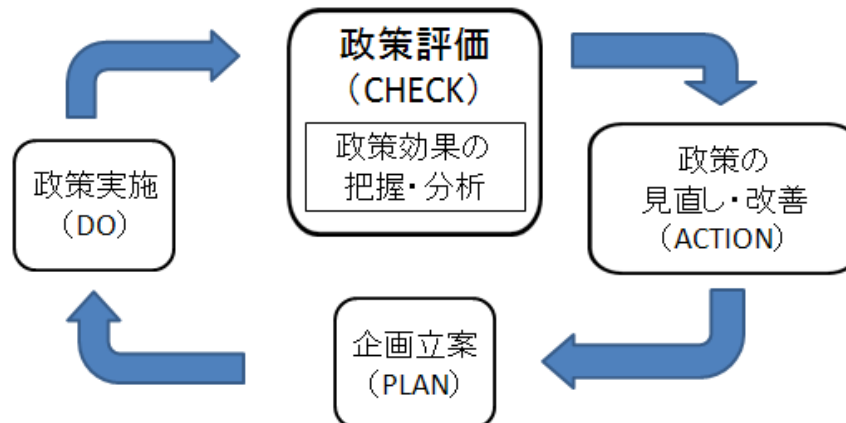
(総務省HPより転載)

○「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、各府省等は政策評価を実施。

○政策評価制度の目的

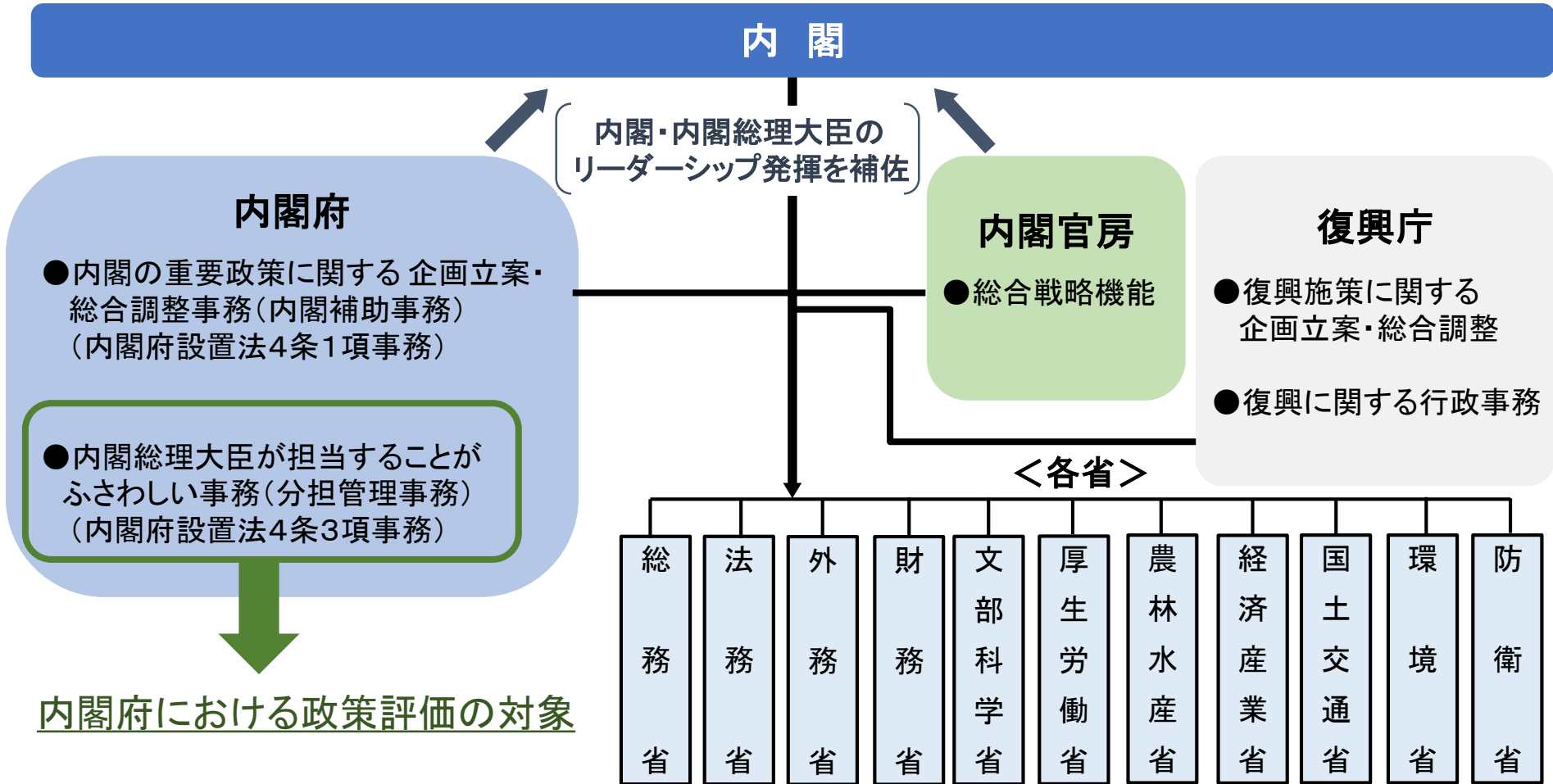
- ・国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ・国民的視点に立った成果重視の行政への転換
- ・国民に対する行政の説明責任の徹底

○政策評価とは、各府省が行う政策について、自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるとともに、その結果を政策に適切に反映させ、政策の見直しや改善を加えること。



2. 内閣府における政策評価

(1) 内閣府の任務及び政策評価の対象



内閣府における政策評価の対象

(参考) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抜粋)
(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府(次号に掲げる機関を除く。)

2. 内閣府における政策評価

(2) 内閣府における政策評価に関連する計画

内閣府本府政策評価基本計画(内閣総理大臣決定)

- ・内閣府では3年に1回策定
- ・平成29年3月末に第6次基本計画(平成29年度～平成31年度)を策定

内閣府本府政策評価実施計画(内閣総理大臣決定)

- ・有識者懇談会における議論を経て、毎年度当初策定。
(平成30年度実施計画は平成30年4月5日策定)
- ・同実施計画内にて、その年度の政策評価対象政策等を決定
- ・構成: 本文、政策評価体系(別紙1)、事前分析表(別紙2)、事後評価の様式(別紙3)、総合評価方式で政策評価を実施する施策の一覧(別紙4)

2. 内閣府における政策評価

(3) 内閣府本府政策評価有識者懇談会

- 目的 内閣府本府における政策評価の実施について、政策評価の質の向上及び客観性確保の観点等から開催
- 位置づけ 内閣府大臣官房審議官(官房担当)の私的懇談会
- 懇談会メンバー(敬称略)
 - (座長) 山谷清志 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授
 - 田辺国昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
 - 田中弥生 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部
特任教授
 - 南島和久 新潟大学法学部教授
- 開催回数 年2回程度
(基本的には、毎年度政策評価実施計画策定時と事後評価書作成時)
- 議事要旨、議事録、会議資料を公表。会議は原則公開。

2. 内閣府における政策評価

(4) 内閣府における政策評価の方式 ①事後評価

- 内閣府では、実績評価方式が中心としつつ、平成26年度実施計画から総合評価方式を導入。
- 平成26年度実施計画から、単年度評価に加え、複数年度評価(評価時期の重点化)を導入。
- 平成27年度実施計画からは、モニタリング(実績値の測定)を活用して、目標未達成時のみ政策評価を実施する評価方式を導入。

(参考) 事後評価方式に関する記載ぶり

【内閣府本府政策評価基本計画(平成29年3月24日内閣総理大臣決定)(抜粋)】

7 事後評価の実施に関する事項

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価方式

総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

(参考1)内閣府における政策評価方式について

1. 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式（政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）より抜粋）

<p>(1) 単年度 評価</p>		<p>毎年度、測定指標を設定し、翌夏頃に政策評価を実施。</p>	<p>【単年度評価】</p>
<p>(2) 複数年度 評価</p>	<p>モニタリングの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施する評価方式であり、内閣府本府政策評価基本計画（3年）内に少なくとも一度政策評価を実施。 評価を行わない年度には、毎年度、実績の測定（モニタリング）を行い、事前分析表にて公表。 	<p>【複数年度評価】</p> <p>※基本計画内で、いつ政策評価を行うかについては各部署にて判断</p>
<p>(3) 目標未達時 評価</p>		<ul style="list-style-type: none"> 目標や実績値が安定的に推移する施策に導入。 実績値に変化が生じた際（設定された測定指標が未達成の場合）に、政策評価を実施。 評価を行わない年度には、毎年度、実績の測定（モニタリング）を行い、事前分析表にて公表。 	<p>【目標未達時評価】※イメージ</p>

2. 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式（政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）より抜粋）

(参考2) 政策評価方式の判断基準

		政策の効果の発現状況の 評価の観点について	
		政策効果に関する目標への達成度合いの観点から評価することができるなじむ政策	目標への達成度合いの観点からの評価より、効果発現を様々な角度から掘り下げる方が適している政策
効果発現までの期間 (PDCAサイクルを回す期間)	単年度	実績評価方式 (単年度評価)	総合評価方式 (注)
	中長期	実績評価方式 (複数年度評価)	

(注) 総合評価方式をとる場合の詳細な基準については次頁参照。

(参考3) 総合評価方式の基準 (案)

評価方式は実績評価方式を基本とするが、評価対象となる政策が以下の条件をとともに満たす場合には、「政策所管課等」は、総合評価方式をとることができることとする。

1. 評価対象政策の効果の発現状況について、あらかじめ設定した政策効果に関する目標への達成度合いの観点から評価するよりも、様々な角度から掘り下げて分析した方が、政策に係る問題点の把握、原因分析の観点から適している場合

かつ

2. 政策効果の発現に時間がかかる政策であり、政策の決定から一定期間を経過した後に評価した方が適している場合

を満たした上で、以下のいずれかを満たすもの

3. 個別の施策の評価に留まらず、評価対象を柔軟に設定した方が適している場合(例:複数の施策を対象とした評価、施策及び事務事業の評価、政策(狭義)、施策及び必要に応じて事務事業を対象とした評価など)

4. 政策の決定から一定期間を経過した後に、制度の改正など政策の大幅な見直しの検討を行うことを想定している場合(例:政策決定の根拠となる法、計画、大綱等に見直し規定がある場合など)

2. 内閣府における政策評価

(4) 内閣府における政策評価の方式 ②事前評価

○行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策または多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、①研究開発、②公共事業③政府開発援助、④規制及び⑤租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられているところ。内閣府では④規制、⑤租税特別措置等に係る政策について、事前評価を実施。

◎規制に関する政策

- ・規制の新設・改廃時の事前評価実施が義務付け(平成19年10月～)
- ・規制の事前評価を実施した施策については事後評価実施も義務付け(平成29年10月～)

<規制の政策評価の主な実施内容>

(1) 事前評価

- ①規制の目的、内容及び必要性の説明
- ②規制の費用、効果(便益)、間接的な影響の把握
- ③政策評価の結果の提示(費用と効果(便益)の関係の分析・代替案との比較)

(2) 事後評価

事前評価時に想定した費用、効果(便益)との比較、検証

◎租税特別措置等に関する政策

- ・法人3税(法人税、法人住民税及び法人事業税)に係る租税特別措置等の新設・拡充・延長時の事前評価及び定期的な事後評価の実施が義務付け(平成22年5月～)

<租税特別措置等に係る政策評価の実施内容>

- ①必要性(政策目的、達成目標、測定指標等)の説明
- ②有効性(適用数・減収額の推計、効果の分析)の説明
- ③相当性(手段の妥当性、他の手段との役割分担)の説明